

横浜市行政不服審査会答申
(第60号)

平成31年 1 月23日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 30 年 3 月 29 日付け審査請求人に対する平成 30 年度幼稚園利用料決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 30 年 3 月 23 日、審査請求人の第 2 子である小学校就学前の児童（以下「本件児童」という。）について、旭区長（以下「処分庁」という。）に対し、幼稚園の支給認定申請及び利用施設届出を行ったところ、処分庁は、本件児童の認定区分を「2号」、きょうだい区分を「第1子」として幼稚園利用料を算定し、同月 29 日付けで平成 30 年度幼稚園利用料決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、本来であれば、認定区分「1号」、きょうだい区分「第2子」として利用料が算定されるべきであるとして、同年 5 月 10 日、本件処分の変更を求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件児童の認定区分について

幼稚園を利用しつつ、保育園との併願を希望する際の認定区分については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）で明確に規定されておらず、処分庁の裁量に任されているところ、保育園を併願するために利用料を倍額支払うことを求める本件処分は合理性がなく、違法又は不当である。

また、現在の制度では、認定こども園に通う児童が保育園と併願する場合、当該児童の認定区分は「1号」となるにもかかわらず、本件児童のように、幼稚園に通う児童が保育園と併願する場合、当該児童の認定区分は「2号」となる。かかる通う施設が幼稚園か認定こども園かによって当該児童の認定区分が変わる現行制度は不公平であって、違法又は不当である。より利用者により有利な「1号」認定とすべきである。

(2) 本件児童のきょうだい区分

上記(1)のとおり、本件児童の認定区分は「1号」であり、それに従っ

て本件児童のきょうだい区分は「第2子」とすべきである。

また、仮に本件児童の認定区分が「2号」であるとしても、利用料算定の別表2の適用に際しては、利用実態に合わせて1号認定と同様に扱われる以上、きょうだい区分の適用に際しても、1号認定の基準によるべきである。

(3) その他

幼稚園に通う児童が保育園を併願する場合、本件処分のような結論となることについて、子ども・子育て支援法及びそれを受けた横浜市条例ないし規則上明確な規定はなく、パンフレット等の説明資料においても具体的かつ明確な説明はなかった。

また、審査請求人は窓口での事前相談において本件児童の認定区分が「1号」となる旨、説明を受けて本件処分にかかる幼稚園の支給認定申請及び利用施設届出を行っており、現在のような事態を想定出来ていれば異なる判断を下していたため、現在の利用料と認定区分「1号」の場合の利用料との差額の返還を求める。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び再弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件児童の認定区分について

審査請求人は、本件処分当時、保育所等の利用調整を継続しており、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に基づき、2号認定こどもとして支給認定を受け、その効力は継続していた。

したがって、本件児童の認定区分は2号認定こどもとなる。

(2) 本件児童のきょうだい区分

本件児童のきょうだい区分は、審査請求人の世帯構成が給付の対象となる平成30年度においては本件児童より上のきょうだいが小学校1年生となるため、本件児童が最年長負担額算定基準小学校就学前子どもとなるため、別表第2備考第7より、「第1子負担額」に該当する。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断

理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件児童の認定区分について

ア 適用法令等

(ア) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、(略)、当該児童を保育所（略）において保育しなければならない。

(イ) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項

子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(ウ) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、(中略) 第 3 号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 (略)

二 (略)

三 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

イ 本件児童の認定区分が 2 号認定となる理由

児童福祉法第 24 条第 1 項は、特定の児童を保育所において保育する前提として、当該児童について保育の必要性があることを求めており、これを受けて子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項は、当該児童についての保育の必要性の有無ないしその必要性の内容によって 1 号から 3 号までに分類し、保育の必要性のない子どもについて 1 号認定（教育認定）、保育の必要性のある子どもについて 2 号又は 3 号認定（保育認定）を行うこととしている。

したがって、児童福祉法及び子ども・子育て支援法は、保護者において自らが監護する児童について保育所等の利用申請を行うに当たっては、当該児童について保育認定がなされていることを前提としているといえる。

そして、同項第 1 号括弧書きにおいて、1 号認定については「次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。」と規定されており、1 号認定と 2 号認定とは併存し得ないことが明確にされている。これを受けて、子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項は、保育認定を受けた子どもが教育施設である幼稚園を利用する場合に、特別利用教育（2 号認定子どもに対して教育を提供すること）としてこれを利用できることを定めており、その場合の特例施設型給付費（特別利用教育等に必要な費用として市町村が支給する費用）の支給について定めていることからすれば、児童福祉法及び子ども・子育て支援法は、保育所等の利用申請を継続する者については、当該申請にかかる児童については 2 号認定のみの立場となることを前提に、子ども・子育て支援法第 28 条に定める特別利用教育及びその特例施設型給付費について定めていると見るべきである。

以上から、本件処分時、保育所等の申請が継続してなされていた本件児童については、2 号認定となり、これと同様の判断をした処分庁の判断に違法ないし不当な点は見当たらない。

なお、この点、確かに認定子ども園については、子ども・子育て支援法第 28 条に定める特別利用教育と同様の制度がなく、保育所等の利用申請を継続しながら認定子ども園に通おうとする児童について 2 号認定のままでは認定子ども園の利用ができなくなるという制度的な問題を克服するために、当該児童について認定子ども園への入園に際して 1 号認定に変更する運用が採られているようである。

しかし、当該運用は、我が国の法制度及び保育所不足の現状に照らしやむを得ないものであって、認定子ども園に通う子どもと幼稚園に通う子どもとの間で差異を設けることを目的としたものでないから、不合理な差別とまでは認められず、上記判断を覆すものではない。

(2) 本件児童のきょうだい区分について

本件児童のきょうだい区分は、審査請求人の世帯構成が給付の対象となる平成 30 年度においては本件児童より上のきょうだいが小学校 1 年生となるため、本件児童が最年長負担額算定基準小学校就学前子どもとなるため、別表第 2 備考第 7 より、「第 1 子負担額」に該当することに間違いはない。

したがって、処分庁のこの点の判断についても、違法又は不当な点は見当たらない。

この点、審査請求人は、仮に本件児童の認定区分が「2 号」であるとしても、利用料算定の別表第 2 の適用に際しては、利用実態に合わせて 1 号認定と同様に扱われる以上、きょうだい区分の適用に際しても、1 号認定の基準によるべきである旨主張する。

確かに、本件児童の認定区分が 2 号であるにもかかわらず、利用料算定の別表第 2 の適用に際しては、本件児童が利用している幼稚園と同等のものになり、あたかも 1 号認定の基準によっているかのように見受けられる。

しかし、これは、子ども・子育て支援法第 28 条第 2 項第 3 号及びこれを受けた「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）」第 4 条において、2 号認定を受けた子どもが幼稚園において特別利用教育を受けた場合の特例施設型給付費の公定価格と 1 号認定子どもが幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の給付費の公定価格とが同等とされているためであって、

きょうだい区分の適用を含めた利用料算定の全般において1号認定の基準によるとされているわけではない。

したがって、この点の審査請求人の主張も前記判断を覆すものではない

(3) その他

その他、審査請求人が主張する、窓口における事前相談において本件児童の認定区分が「1号」となる旨、説明を受けていたこと等の事実は、本件処分の適法性及び妥当性に影響を与えるものではなく、本件の結論に影響しない。

(4) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当といえる。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 7 月 25 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
平成30年 8 月 15 日	・ 弁明書等の受理
平成30年 8 月 27 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 9 月 11 日	・ 反論書の受理
平成30年11月 7 日	・ 反論書（副本）の送付及び再弁明書等の提出依頼
平成30年11月21日	・ 再弁明書等受理
平成30年11月30日	・ 再弁明書（副本）の送付及び再反論書等の提出依頼
平成30年12月12日	・ 再反論書の受理
平成30年12月14日	・ 再反論書（副本）の送付
平成30年12月17日	・ 審理手続の終結
平成30年12月19日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年12月19日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成31年 1 月 23 日	・ 調査審議